

「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話はとある企業の人事部長さんからの相談でした。

「うちは、タイムカードで労働時間を管理しており始業は8時となっているが、特定

いうものでした。

平成29年1月20日に策定された「労働時間の適正な把握

のために使用者が講ずべき措

置に関するガイドライン」に

日ごとの始業・終業時刻を確

認し、適正に記

録することとさ

れ、原則的な方

法は、①使用者

が自ら現認する

ことにより確認

すること、②タ

イムカード、I

Cカード、パソ

コンの使用時間

の記録等の客観

的な記録を基礎

として確認し、

適正に記録する

こと、と定めら

れています。

今回の相談で

はタイムカード

による記録を基礎としていま

すので、手法自体には問題は

ないと思われます。しかしな

がら、その記録が事実と異な

つているようであれば適正な

労働時間を持つことは

いえないでしょう。

また、実際の労働時間との

の部署の従業員の大半がほぼ毎日7時58分の打刻となっています。朝、自分が出勤した時にはデスクについている者もあり、不自然に思い所属長に確認したが、要領を得ない回答であった。後々問題になつたりはしないだろうか」と

そこで、①パソコンの起動時刻や入退室時刻など別の機器等の利用状況を確認すること、②所属長へ事実に基づいた労働時間を把握することの重要性を説明し理解してもらつた上で、改めて確認することになりました。

今回のやり取りを踏まえて所属長に確認したところ、会社をあげて残業時間削減に取り組んでいるため、自分の担当部署で残業が減らないのはよくないと考え、厳しく指導していた、タイムカードをまとめて打刻していることも黙認していたと自分の非を認め、今後は適切にタイムカードを打刻するように指導し、仕事の仕方や配分を検討し、業務改善に取り組み残業時間を減らす努力をすると反省しているようであった。

イラスト・森沢康代

名北協会相談員日誌 98

名北協会相談員日誌 98 うちの企業の労働110番です

一般社団法人 名北労働基準協会

システム事業室長

社会保険労務士・第1種衛生管理者

高橋 真悟

これから労働時間対策



これらのやり取りを踏まえて所属長に確認したところ、会社をあげて残業時間削減に取り組んでいるため、自分の担当部署で残業が減らないのはよくないと考え、厳しく指導していた、タイムカードをまとめて打刻していることは黙認していたと自分の非を認め、今後は適切にタイムカードを打刻するように指導を終了しました。

当協会では、働き方改革関連法の実務的な解説を行政担当官が行う「働き方改革関連法説明会」を開催します。

労働時間説明会

2月1・7・12・14日（午後）

公正待遇確保説明会

2月1・7日（午前）

※詳しくは、当協会ホームページまたは総合受付（052-961-1666）まで。

乖離があれば、残業代が未払いになっているかもしません。

そこで、①パソコンの起動時刻や入退室時刻など別の機器等の利用状況を確認すること、②所属長へ事実に基づいた労働時間を把握することの重要性を説明し理解してもらつた上で、改めて確認することになりました。

時間が不確かではあるが、早めに出勤してメールのチェックなどをしているとのことであります。さらに日常的に7時58分になると一人の従業員が他の従業員のタイムカードもまとめて打刻していることがわかった。理由を聞いた

だすと普段から上司に残業はするなときつく言われているし、朝早く出勤することが残業に該当するとは思わなかつたとのことであつた。

定期的に実態調査をすることをルール化して再発防止に努めたい」とのことでした。

今回のケースはたまたま人事部長さんがちょっとした違和感から調査をしたことで問題を是正することはできましたが、みなさんの会社は自信をもって問題ないと言いかれるでしようか。

今行っている労働時間管理の仕方についても定期的に問題点の洗い出しなどを行い、改善していくことが適切な労働時間管理、労務管理につながることになるでしょう。